指定特定相談支援事業所 やまびこ 運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社やまびこが設置する指定特定相談支援事業所やまびこ(以下「事業所」という。)において実施する指定特定相談支援事業(以下「事業」という。)の適正な 運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員 が利用者及び保護者(以下「利用者等」という。)に対し適切な指定特定計画相談支援 (以下「指定計画相談支援」という。)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して 行うものとする。
- 2 利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者等と連携を図り、 地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に従業者に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- 6 事業所は、サービスの提供の終了に際しては、利用者及び保護者に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 7 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省省令第28号)、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 相談支援事業所 やまびこ
 - (2) 所在地 奈良県北葛城郡上牧町下牧1丁目2番25号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従

業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、利用者等からの基本相談支援に関する相談に応じる とともに、サービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行 う。但し、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に 従事することがある。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日~金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30 日から1月3日までを除く。事業所が別に定めた日は休みとする。
 - (2) 営業時間 午前9時00分から午後12時00分までとする。

(指定特定相談支援の提供方法及び内容)

- 第6条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 基本相談支援
 - (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
 - (3) アセスメントの実施
 - (4) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成
 - (5) サービス担当者会議(テレビ電話等装置等を活用して行うことができる ものとする。)の開催等による意見の聴取
 - (6) モニタリングの実施
 - (7) 前各号に掲げる相談支援等に付帯する便宜

(利用者から受領する費用及びその額)

- 第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者等又その家族 等に対し、サービス内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、支払いに同意 する旨の文章に署名(記入押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、上牧町、河合町、王寺町とする。

(主たる対象者とする障害者の種類)

- 第9条 事業所において指定特定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者
 - (2) 知的障害者

(3) 精神障害者(18歳未満の者は除く)

(虐待の防止に関する措置)

- 第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置 を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(職場におけるハラスメントの防止)

第11条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした 言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境 が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要 な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
 - 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第14条 事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次 の項に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ 電話装具等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、そ の結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行 動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する指定特定相談支援の提供により事故が発生した場合は、市町 村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

- 第17条 事業所は、提供した指定特定相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 事業所は、提供した指定特定相談支援に関し、法第10条第1項(児童福祉法24条の34第1項)の規定により市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導及び助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(研修)

- 第18条 事業所は、従業者の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務体制を整備するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後 3か月以内

(2) 継続研修 年1回

(個人情報保護)

- 第19条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を第三者に漏らさないものとする。
- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持行うよう必要な措置を講ずるも のとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文章により得るものとする。

(サービス提供の記録)

- 第20条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当 該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社やまびこと 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。